# 「ETFに関する有価証券上場規程の特例」等の一部改正新旧対照表

### 目 次

	(ペーシ
•	ETFに関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
•	株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・3
	上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表・・・・・・・4

### ETFに関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新 旧

#### (定義)

- 第2条 この特例において、次の各号に掲げる用語の意 義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1)~(22) (略)
  - (23) 商品 <u>商品先物取引法(昭和25年法律第239号)</u> 第2条第1項に規定する商品をいう。
  - $(24) \sim (42)$  (略)

#### (上場審杳基準)

- 第7条 内国ETFの上場審査については、次の各号に 掲げる基準によるものとする。この場合における当該 各号の取扱いは施行規則で定める。
  - (1) (略)
  - (2) 新規上場申請銘柄が、次のaから1まで(公社債投資信託以外の証券投資信託(投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託又は施行規則で定める投資信託に該当するものを除く。以下この号、第9条第2項第1号及び第14条第1項第3号において同じ。)の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあっては、bの(c)及びdを除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあっては、bの(h)及びeを除く。)に適合していること。

a ~ e (略)

- f 新規上場申請銘柄に係る指標が、次の(a)から (g)までに適合すること。
  - (a)  $\sim$  (f) (略)
  - (g) 法第2条第25項に規定する金融指標(商品の価格を含む。) 又は<u>商品先物取引法</u>第2条<u>第2</u>項に規定する商品指数にあっては、新規上場申請銘柄の投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率をこれらの指標の変動率に一致させるために必要な法第2条第20項に規定するデリバティブ取引又は商品投資等取引が円滑に行われると見込まれるものであること(当該デリバティブ取引に係る権利又は当該商品投資等取引

#### (定義)

- 第2条 この特例において、次の各号に掲げる用語の意 義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1)~(22) (略)
  - (23) 商品 <u>商品取引所法(昭和25年法律第239号)</u>第2条第4項に規定する商品をいう。
  - (24)~(42) (略)

#### (上場審査基準)

- 第7条 内国ETFの上場審査については、次の各号に 掲げる基準によるものとする。この場合における当該 各号の取扱いは施行規則で定める。
  - (1) (略)
  - (2) 新規上場申請銘柄が、次のaから1まで(公社債 投資信託以外の証券投資信託(投資信託法施行令第 12条各号に掲げる投資信託又は施行規則で定める投 資信託に該当するものを除く。以下この号、第9条 第2項第1号及び第14条第1項第3号において同 じ。)の受益証券に該当する新規上場申請銘柄に あっては、bの(c)及びdを除き、投資信託法施行令 第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証 券に該当する新規上場申請銘柄にあっては、bの(h) 及びeを除く。)に適合していること。

a~e (略)

- f 新規上場申請銘柄に係る指標が、次の(a)から (g)までに適合すること。
  - $(a) \sim (f)$  (略)
  - (g) 法第2条第25項に規定する金融指標(商品の価格を含む。)又は<u>商品取引所法</u>第2条<u>第5項</u>に規定する商品指数にあっては、新規上場申請銘柄の投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率をこれらの指標の変動率に一致させるために必要な法第2条第20項に規定するデリバティブ取引又は商品投資等取引が円滑に行われると見込まれるものであること(当該デリバティブ取引に係る権利又は当該商品投資等取引

に係る権利に対する投資として運用する場合に 限る。)。

 $g \sim l$  (略)

(3) (略)

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成23年1月1日から施行する。

に係る権利に対する投資として運用する場合に 限る。)。

 $g \sim 1$  (略)

(3) (略)

2 (略)

# 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	IΒ
2 第 4 条 (上場審査基準) 第 1 項関係 (1) ~ (7) (略)	2 第4条(上場審査基準)第1項関係 (1)~(7) (略)
(8) 株式事務代行機関の設置 a (略) b 第9号に規定する株式事務代行機関として当取 引所が承認するものは、次のとおりである。	(8) 株式事務代行機関の設置 a (略) b 第9号に規定する株式事務代行機関として当取 引所が承認するものは、次のとおりである。
(a) (略) (b) 東京証券代行株式会社及び日本証券代行株式会社及び日本証券代行株式会社及び日本証券代行株式会社及び日本証券代行株式会社ととは、新規定する「当取引所が適当と認める場合」とは、新規上場申請者が、有価証券上場規程第3条第2項 <u>第10号</u> に定める書面を当取引所に提出し、かつ、当取引所がやむを得ないと認める場合をいう。 (10) (略)	(a) (略) (b) ㈱だいこう証券ビジネス、東京証券代行㈱及び日本証券代行㈱ (9) 単元株式数 第10号に規定する「当取引所が適当と認める場合」とは、新規上場申請者が、有価証券上場規程第3条第2項 <u>第10号の2</u> に定める書面を当取引所に提出し、かつ、当取引所がやむを得ないと認める場合をいう。 (10) (略)
付 則 この改正規定は、平成23年1月1日から施行する。	

# 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部 改正新旧対照表

新	IΒ
12 第22条 (株式事務代行機関への委託)関係 株券上場審査基準取扱い2 <u>(8)</u> bの規定は、 <u>第22条</u> に 規定する当取引所が定めるものについて準用する。	12 第22条 (株式事務代行機関への委託)関係 株券上場審査基準取扱い2 (9) b の規定は、 <u>第23条</u> に 規定する当取引所が定めるものについて準用する。
付 則 この改正規定は、平成23年1月1日から施行する。	